

生徒会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は皇子山中学校生徒会という。
- 第2条 (目的) 本会は皇子山中学校の職員の指導助言により、生徒としての教養を高め、自主的な活動によってよき社会人としての生活態度を修得し、会員相互の福祉を増進するとともに、よりよい校風の樹立を目的とする。
- 第3条 (会員) 本会は皇子山中学校生徒全員で構成する。

第2章 組織と構成

- 第4条 本会は会の目的を達成するために次の機関をおく。
(1)総会 (2)代議員会 (3)実行委員会
(4)専門委員会 (5)特別委員会
- 第5条 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関となる。
- 第6条 代議委員会は各学級より選出された代議員で構成され、正副議長をおく。総会に次ぐ議決機関である。
- 第7条 執行部会は役員及び執行委員で構成される執行機関である。
- 第8条 専門委員会はそれぞれの委員会ごとに各学級より選出された委員によって構成され、正副委員長をおく。本会の目的を達成するための執行機関となる。
- 第9条 特別委員会は会長が必要と認めた場合、代議員会の承認を得て設置できる。
- 第10条 専門委員会には次の委員会をおく。
(1)生活委員会 (2)図書委員会 (3)保健委員会 (4)美化委員会
(5)福祉委員会 (6)広報委員会 (7)放送委員会 (8)体育委員会

第3章 役員及び委員の職務と任期

- 第11条 本会には次の役員をおく。
(1)会長 1名 (2)副会長 2名
(3)書記 2名 (4)会計 2名
(5)総務 2名
- 第12条 本会には次の委員をおく。
(1)代議員 (2)執行委員
(3)専門委員 (4)特別委員
- 第13条 本会の役員の職務は次のとおりとする。
(1)会長は本会を代表して会を運営し、生徒会全般の責任をもつ。
(2)副会長は会長を助け、会長不在のときはその職務を代行する。
(3)書記は総会、代議員会、執行部会等の諸準備、記録その他必要な資料の整理保管にあたる。

- (4) 会計は予算の編成、金銭の出納、物品の保管をし、決算及び会計報告を行う。
- (5) 総務は会長以下役員の職務を援助する。

第 14 条 本会の委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 代議員は所属する学級の意見を代表し本会の活動を推進する。
- (2) 執行委員は本会の目的を達成するためのすべての計画立案をし、代議員会の議決を待ってこれを実行する。また、各委員会に参加し調整にあたる。
- (3) 専門委員は本会の目的を達成するためにそれぞれの委員会活動を推進する。
- (4) 特別委員は代議員会の議決事項を実行する。

第 15 条 本会の役員の任期は1ヶ年とする。

第 16 条 委員の任期は次のとおりとする。

- (1) 執行委員は1ヶ年とする。
- (2) 代議員は前期・後期とする。
- (3) 専門委員は前期・後期間とする。
 - ・ただし、任期については、前期を4月から生徒会役員選挙まで、後期を生徒会役員選挙から3月までとする。
- (4) 特別委員は代議員会でその都度定める。

第4章 役員及び委員の選出

第 17 条 本会の役員・執行委員の選出は次のように行う。

- (1) 会長、副会長は全会員の投票により選出する。
- (2) 書記・会計・総務および執行委員は会長の委嘱により選出する。

第 18 条 本会の委員の選出は次のように行う。

- (1) 代議員は各学級より男女各1名を選出する。
- (2) 専門委員は専門委員会ごと、各学級より男女各1名を選出する。
- (3) 特別委員は代議員会の承認を得て若干名会長が委嘱する。

第 19 条 専門委員会の正副委員長は会長の委嘱により選出する。

第 20 条 会長、副会長、書記、会計、総務、執行委員の選出については別に規定を定める。

第5章 会議

第 21 条 総会は会長が召集し、年度初めに定期総会を開く。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

第 22 条 代議員会は毎月定例会議を開く。ただし必要に応じて会長が臨時に招集する。

第 23 条 執行部会は毎月1回以上会長が召集して開く。

第 24 条 専門委員会は原則として毎月1回開き、また必要に応じて会長が召集し開く。

第 25 条 臨時執行部会は必要に応じて会長が召集し開く。

第 26 条 会議は定員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は多数決による。

第6章 顧問

第27条 本会には皇子山中学校職員の顧問を置く。

第28条 本会の会員は顧問の指導助言のもとで活動し、顧問の協力を得ることができる。

第七章 会計

第29条 本会の経費は会員の会費をもってこれにあてる。

第30条 本会の会計より部活動費に充当することができる。

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第八条 付則

第32条 本会の規約は総会において3分の2以上の賛成を得て改正できる。

第33条 本会の活動と部活動とは互いに密接な関係にあるので部代表は代議員会に出席して意見を発表し、本会の目的達成のために協議することができる。

第34条 本会の規約は昭和24年4月1日より実施する。

昭和42年9月26日 改正

昭和44年10月18日 改正

昭和50年5月8日 改正

昭和53年5月12日 改正

平成2年4月1日 改正

平成7年4月1日 改正

平成12年4月1日 改正

平成20年5月26日 改正

平成21年6月10日 改正

平成23年4月1日 改正

平成27年4月1日 改正